

東ト協連発第19号
令和2年4月27日

各位

東京都トラック運送事業協同組合連合会

緊急事態宣言に対するご協力のお願い
(東ト協連 営業時間変更について)

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当連合会の運営につきましてご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型インフルエンザ等対策特別処置法に基づく緊急事態宣言が令和2年4月7日に発出された。これに伴い、国土交通省より営業時間短縮の協力要請がございました。

この協力要請に基づき、引き続き4月28日(火)より5月11日(月)までの間、営業時間を下記の通り、変更させて戴きますので、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

なお、営業時間の平常化については、今後の緊急事態宣言の状況等を踏まえ、改めてご報告申し上げます。

ご不便ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

通常営業時間	9時00分 ~ 17時35分
変更後営業時間	11時00分 ~ 15時00分